

(人権)

1. 人命を軽視する表現をしない。
2. 個人・団体の名誉を傷つける表現をしない。
3. 人身売買及び売春・買春は、過去のものも含めて肯定的な表現をしない。
4. 人種・性別・職業・境遇・信条等によって扱いを差別しない。
5. 個人情報の扱いは別途規定に従う。

(法と政治)

6. 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認する表現をしない。法令の内容またはその執行について扱う場合には、法令に反する言動を是認する表現をしない。法令を批評する必要がある場合には、一方的にならないようにする。
7. 国及び国の機関の権威を傷つけるような表現をしない。天皇もここに含まれる。地方公共団体及びその機関についても同じとする。国及び国の機関とその施策等を批評する必要がある場合には、一方的にならないようにする。
8. 国の機関が審理している案件については慎重に扱い、係争中の案件についてはその審理を妨げるような表現をしない。国会、内閣、裁判所等が検討中の案件を扱う場合には閲覧者への影響を熟考する。特に訴訟事件については一方の主張に偏らないように客観的に扱い、裁判に圧力をかけるような表現をしない。
9. 国際親善を害する恐れのある問題等を扱う場合には十分に注意する。
10. 人種・民族・国民に関することを扱う場合には、その感情を尊重する。各国国旗、国歌の扱いについては、敬意を欠くことのないようにする。
11. 政治に関して客観的であり、一党一派に偏らない。選挙に関するものは扱わない。
12. 政治・経済問題等に関する第三者の意見を扱う必要がある場合には、係る意見者の同意を得て責任の所在を明らかにする。
13. 政治・経済に混乱を与える恐れのある表現は原則しない。

(幼児・児童及び青少年への配慮)

14. 児童憲章、児童福祉法及びその精神に従い、児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。
15. 幼児・児童向け内容は、健全な社会通念に基づき、幼児・児童の品性を損なうような表現を避ける。幼児・児童は批判力が十分でなくかつ影響を受けやすいことから、下劣、卑わい、また危険性を伴う表現で幼児・児童が模倣しやすいものを避ける。
16. 幼児・児童向け内容で悪徳行為・残忍・陰惨などの表現は避ける。どうしても表現する必要がある場合には、最小限にとどめる。
17. 武力や暴力を表現しなければならない場合には、青少年に対する影響を熟考する。

18. 催眠術、心霊術等は扱わない。
19. 未成年者の喫煙、飲酒を肯定する言動は扱わない。
(家庭と社会)
20. 家庭は尊重される。
21. 社会秩序、良い風俗・習慣を乱すような思想や言動を肯定的に扱わない。
22. 公衆道徳を尊重し、閲覧者に社会常識に反する言動に共感を起こさせる、あるいは模倣の気持ちを起こさせるような表現をしない。
23. 教育系内容は学校向け、社会向けを問わず社会人として役立つ知識や資料等を系統的に扱う。
24. 教養系内容は、形式や表現にとらわれず、閲覧者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。
(宗教)
25. 宗教を扱う必要のある場合には、客観的事実を無視あるいは科学を否定する内容にしない。
26. 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他を中傷、誹謗する言動は扱わない。
27. 宗教的儀式を扱う必要のある場合、またその形式を用いる場合には、尊厳を傷つけないようにする。
28. 特定宗教のための寄付募集等は扱わない。
(表現上の配慮)
29. 閲覧者にわかりやすい表現を用いるように努める。
30. 閲覧者に不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
31. 方言を使う場合にはその方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように注意する。
32. 閲覧者に動揺や不安を与える恐れのあるものは慎重に扱い、正しく表現する。
33. 社会・公共の問題で意見が対立しているものを扱う場合にはできるだけ多角的に論じ、わかりやすく表現する。
34. 迷信、占い、運勢判断及びこれに類するものは扱わない。
35. 病的、残虐、悲惨、虐待などを表現する必要がある場合には、閲覧者に嫌悪感を与えないように配慮する。
36. 精神的・肉体的障害を表現する必要がある場合には、同じ障害に悩む人々の感情に配慮する。
37. 医療・薬品の知識および健康情報を扱う必要がある場合には、閲覧者にいたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えるものにしない。
38. いわゆるサブリミナル的表現手法は禁止する。
39. 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、最新の研究成果に常に注意を払い、閲覧者の心身への影響に十分配慮する。

- 4 0. 犯罪及びこれに類する手口を表現する必要がある場合には、手口を詳細に描写・示唆しない。
- 4 1. 賭博及びこれに類するものの扱いはしない。
- 4 2. 銃砲・刀剣類・火薬類・危険物・劇物・毒物・麻薬・覚せい剤・向精神薬等について表現する必要がある場合、これらによる事故や犯罪を防止するように注意を払う。
- 4 3. 犯罪容疑者逮捕や尋問の方法及び訴訟手続きや裁判等について表現する必要がある場合、正確に表現する。

(性表現)

- 4 4. 性に関する事柄について表現する必要がある場合、閲覧者に困惑・嫌悪の感を抱かせないように注意する。性に関する事柄は、家族がそろって閲覧した場合、露骨な表現描写をすることによって困惑・嫌悪の感を抱かせないように注意し、節度を持って表現する。
- 4 5. 性感染症や生理衛生に関する事柄について表現する必要がある場合には、医学上、衛生学上、正しい知識に基づいて扱わなければならない。性感染症や生理衛生に関する事柄は、医学上、衛生上または教育上必要か、社会生活上意義のある場合以外、扱わない。
- 4 6. 性的少数者について扱う必要がある場合には、その人権に十分配慮する。
- 4 7. 全裸は原則として扱わない。肉体の一部について表現する必要がある場合には、閲覧者に下品・卑わいの感を与えないように特に注意する。

(広告)

- 4 8. 広告は、真実を伝え、閲覧者に利益をもたらすものでなければならない。
- 4 9. 広告は、関係法令等に反してはならない。
- 5 0. 広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。
- 5 1. 広告は、児童が閲覧するにふさわしくない内容のものであってはならない。
- 5 2. 広告は、いたずらに閲覧者の射幸心や購買欲をそそるものであってはならない。
- 5 3. 広告には、閲覧者に十分に説明できる相当な客観的根拠のあるものを除き「最大級表現」があってはならない。
- 5 4. 児童向け、あるいは児童も対象となる商品の広告は特に慎重に扱い、購買の申し込みは保護者または保護者の同意を得て児童が行うように閲覧者に注意喚起する。
- 5 5. 広告は、権利関係や取引の実態が明確なものでなければならない。
- 5 6. 広告は、事実を誇張して閲覧者に過大評価させるものであってはならない。商品、サービスの品質や内容、価格その他の取引条件について、実際よりまたは他の業者のものよりも著しく優れていると閲覧者に誤解される恐れのある表現をしない。
- 5 7. 広告は、統計・専門術語・文献などを過剰に引用し、実際よりも科学的と思わせる恐れのある表現をしない。

- 58. 広告は、例え事実であっても他を誹謗または排斥、中傷してはならない。ただし自らの扱う商品・サービスに関わるもので、明白な至急の危険が存在し、閲覧者の利益を損じることが明らかであるものについて、熟慮の上、良心的範囲において閲覧者に注意喚起を促すことまで制限するものではない。
- 59. 広告には、係争中の案件に関する一方的主張または通信・通知の類を掲載しない。
- 60. 広告には、暗語、暗号の類を用いない。
- 61. 第三者の広告は扱わない。必要がある場合にはウェブサイトリンクによるが、事前にリンク先ウェブサイトが適法なものであるか、また、閲覧者の利益となるものであることを十分に審査する。

(その他)

- 62. 本基準はイマダ夢・未来科学研究所合名会社の運営するウェブサイトに応用される。
- 63. 本基準の条項はイマダ夢・未来科学研究所合名会社の良心により、随時加除される。